














公文書②

起 案 用 紙

報道機関発表	要・否	分類番号											
起 案	平成 30 年 1 月 22 日	文 書 番 号	第 号										
決 裁	平成 年 月 日	原議保存期間	30・10・5・3・1・1未										
施 行	平成 年 月 日	起 案 者	監察課訟務係 (362-0110・内線■)										
施行方法			階級 警部 氏名 國仲 嘉一 										
<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>総務 部長</td> <td>総務 統括監</td> <td>総務 課長</td> <td>班長</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政 統括監</td> <td>財政 課長</td> <td>課長 補佐</td> <td>班長 主任</td> </tr> </table>				総務 部長	総務 統括監	総務 課長	班長	主査		財政 統括監	財政 課長	課長 補佐	班長 主任
総務 部長	総務 統括監	総務 課長	班長	主査									
	財政 統括監	財政 課長	課長 補佐	班長 主任									
<p style="text-align:center;">公安委員長 委 員 委 員</p>													
本部長 	警務部長  首席監察官 	監察課長  警務課長  警備部長 	監察官  管理官  次席 	訟務官  課長補佐 	課長補佐 掛 係長 								
<p>損害賠償請求事件（平成28年（ワ）第893号）に係る控訴について（案）</p>													
<p>みだしのことについて、判決内容に事実誤認が認められることから、控訴してよろしい</p>													
<p>でしょうか。</p>													
<p><input type="radio"/> 原告 ■■■■■（訴訟代理人 池宮城紀夫以下8名）</p>													
<p><input type="radio"/> 被告 沖縄県（代表者沖縄県知事 翁長雄志）</p>													

損害賠償請求事件『平成 28 年（ワ）第 893 号』の控訴について（案）

1 訴訟当事者

(1) 原告

■■■■■（訴訟代理人 池宮城紀夫弁護士以下 8 名）

(2) 被告

沖縄県 代表者沖縄県知事 翁長雄志

2 原審請求の内容

ア 被告は原告に対して慰謝料金 50 万円及びこれに対する平成 28 年 11 月 3 日から年 5 分の割合による金品を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 原審における原告の主張

(1) 原告は、沖縄県公安委員会の管理のもとに職務を行う警視庁警察官によって 2016 年（平成 28 年）11 月 3 日午前 11 時 42 分から同日午後 1 時 55 分まで、2 時間以上にわたって、違法に車両に拘束され身体活動の自由を奪われたうえ、その間、車両前後からビデオ撮影を行われてプライバシーを侵害され、重大な精神的苦痛を受けた。

(2) また、高江弁護士団として、警察による違法な警察権力の行使を監視し、市民の人権を守る業務を妨害された。

4 原判決

(1) 被告は、原告に対し、30 万円及びこれに対する平成 28 年 11 月 3 日から支払済みまでの年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、これを 5 分し、その 2 を原告の、その余を被告の負担とする。

5 争点に対する裁判所の判断（概要）

(1) 本件留め置きの適法性

① 抗議行動に伴う犯罪発生の蓋然性の存在

平成 28 年 7 月 11 日以降、本件区間において、工事に反対する住民らによって、工事に必要な砂利を運搬する工事車両に対する走行妨害等が頻繁に行われており、道交法違反、公務執行妨害罪等を構成し得るものであるから、本件区間においては、抗議行動に伴って犯罪が発生する蓋然性が一定程度存していたと認められる。

そして、原告に対して検問を行った警察官は、自身の質問に対する回答を拒否したり、原告車両内からデジタルカメラで警察官等を撮影する原告の言動等を踏まえ、原告を抗議参加者の蓋然性があると認め、原告において、犯罪が行われる

おそれを否定することが出来ず、これについて警備措置等を講ずる必要性があると判断したものであり、沖縄県警察もこれに従ったものであるところ、かかる判断が一概に不合理であるとまで言うことはできない。

② 警職法5条に関する検討

警職法5条による制止行為が許容されるには、「犯罪がまさに行われようとする」場合であることが必要であり、ここにいう「まさ」には相当程度に具体的な犯罪が発生することが客観的に明らかであることをいうと解される。

原告の言動は、警察官による制止行為の根拠を確認し、警察官の行為を記録するという防御的対応にとどまっており、原告において暴力に及んだり声を荒げたりするような挙動は何ら認められなかった。

また、原告が抗議活動に適した服装でなくスーツ姿であったことを併せ考慮すると、原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性があつたと認めることはできないことから、警職法5条の要件を満たさないことが明らかである。

③ 警察法2条1項に関する検討

被告は、任意手段としての停止である根拠として原告が警察官に対して発した「停止には応じます」との発言をあげるが、原告は一貫して否定しており、本件発言を聞いたとする警察官 ■■■ の証言は、これを裏付ける的確な証拠は存しないほか、車両による通行を希望していた弁護士である原告が、本件発言に至る合理的理由は見だし難く、警察官 ■■■ の証言を採用することはできない

原告車両の前方にはアングル、その後方には止まれと記載された旗をもった警察官が立ち、反対車線との間には、カラーコーンが少なくとも2個置かれているなど、原告車両を進行させるのは事実上困難であったことから、原告が原告車両の停止に任意に応じたとは認められず、当時、警察官においてそのような判断することも相当でなかった。

④ よって、本件留め置きは、警察法5条、警察法2条1項のいずれによっても許容されない違法な措置であることが認められる。

(2) 本件ビデオ撮影の適法性

警察官によるビデオ撮影は、当該現場において、犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合、被撮影者の承諾なく容ぼう等を撮影されない自由を制約し得るものではあるが、原告が犯罪行為に及ぶことをうかがわせる不審な言動を行ったとは認められないから、原告が犯罪行為に及ぶ相当高度の蓋然性も、あらかじめ証拠保全の手段方法をとっておく必要性、緊急性も認められず、当該主張は採用することはできない。

したがって、本件ビデオ撮影も違法な措置であると認められる。

(3) 原告の損害

原告が犯罪行為に及ぶ具体的蓋然性が認められなかったにも関わらず、2時間以上留め置かれ、1時間以上ビデオ撮影され、弁護士としての業務に一定の支障を来したことがうかがわれる。

(4) 結論

以上のとおり、沖縄県警察の指揮管理下にあった警察官が原告に対してした本件

留め置き及びビデオ撮影は、いずれも原告の自由を制約するものであり、警職法5条及び警察法2条1項のいずれによっても正当化することができないので、国賠法上違法と評価される。

6 控訴理由

(1) 因果関係の不存在について



よって、本件留め置きと、原告が本件留め置きで被ったとする精神的苦痛の間に因果関係を認めている原判決は、その評価を誤っている。

(2) 法解釈と事実解釈の誤認



④ 結論

以上の状況から、原判決に法解釈及び事実解釈の誤認があり、国家賠償法上、違法と評価した原判決は誤ったものと言わざるを得ない。

(3) 訴訟代理人との調整結果

上記のよう

な理由から控訴のうえ

① 原判決を取り消す。

- 6 -

7/28

19

② 被控訴人の請求を棄却する。

③ 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求めることを確認した。

7 添付資料

「判決文」写し 1通

以上